

(地Ⅲ270)

平成27年2月12日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
石川 広己

「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号
及び受給者番号の設定について」の一部改正等について

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）が平成27年1月1日より施行され、小児慢性特定疾病の患者に対する新たな医療費助成制度（小児慢性特定疾病医療支援給付）が開始されたことにつきましては、すでにご案内のとおりであります。

当該給付に係る公費負担者番号等の取扱いにつきましては、「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」（平26.11.20 雇児母発第1120第1号）により実施されているところではありますが、今般、同通知の一部を改正し、平成27年1月1日より適用する旨、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長より平成27年1月30日付けで通知されましたので、ご連絡申し上げます。

今般の改正内容は、支給認定の世帯員が生活保護法の被保護者等であり入院時の食事療養費標準負担額の自己負担額が0円の医療費支給認定保護者に交付する医療受給者証については、当該標準負担額の自己負担の有無（1/2負担又は負担無し）が混在しないよう、700番台の実施機関番号を付番するというものであります。

なお、すでに当該保護者に対して800番台の実施機関番号が付番された医療受給者証が交付されている場合の取扱いについて、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より同日付けで事務連絡が発出されておりますので、併せてご確認いただきますようお願い申し上げます。

また、当該給付の対象疾病に係る留意事項通知につきましては、平成26年12月22日付け文書（地Ⅲ244）によりご連絡申し上げているところではありますが、今般、その一部を修正（次ページ参照）した旨、厚生労働省より情報提供がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

[修正箇所] (下線部)

- 「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」について（通知）

第 8 血液疾患

- 1 厚生労働大臣が定める者（平成 26 年厚生労働省告示第 462 号）第 4 号に規定する「血友病又はこれに類する疾病」とは、平成元年 7 月 24 日健医発第 896 号 保険医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」の別紙「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の第 3 に掲げる疾病とする。

なお、実施要綱第 3 の「先天性血液凝固因子欠乏症」とは、次の疾病をいう。
血友病 A、血友病 B、先天性フィブリノーゲン欠乏症、先天性プロトロンビン欠乏症、第 V 因子欠乏症、第 VII 因子欠乏症、第 X 因子欠乏症、第 XI 因子欠乏症、第 XII 因子欠乏症、第 XIII 因子欠乏症、フォンウィルブランド病

雇児母発 0130 第 1 号
平成 27 年 1 月 30 日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 母子保健主管部(局)長 殿
 { 中核市 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」の一部改正について

小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定については、「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について（平成 26 年 11 月 20 日雇児母発 1120 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）」により行われているところであるが、今般、当該通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 27 年 1 月 1 日から適用することとしたので、通知する。

貴職におかれては、本通知の内容につき御了知の上、その運用に遺漏なきよう努めるとともに、関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

新	旧
<p>144号) 第6条第1項に規定する被保護者である場合の医療費支給認定保護者</p> <p>イ) 支給認定世帯の世帯員が中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付を受けている場合の医療費支給認定保護者</p> <p>ウ) 支給認定世帯の世帯員が児童福祉法第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額(平成26年厚生労働省告示第463号)第二号ニに規定する医療費支給認定保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であつて、かつ、健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する食事療養費標準負担額の2分の1の額を負担することとしたならば生活保護法第2条に規定する保護を必要とする状態となるものであつて食事療養標準負担額を零としたならば保護を必要としない状態になる者)</p> <p>エ) 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が厚生労働大臣が定める者(平成26年厚生労働省告示第462号)第4号に規定する血友病又はこれに類する疾病にかかっている場合の当該医療費支給認定保護者</p> <p>なお、上記ア)～エ)に掲げる者を保護者とする小児慢性特定疾病児童等については、平成30年1月1日以降についても同様の取扱いとすること。</p>	
(4) (略)	(4) (略)
(5) (略)	(5) (略)
2 実施の時期 (略)	2 実施の時期 (略)

新	旧
<p data-bbox="98 164 1093 236">小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について</p> <p data-bbox="577 288 613 320">記</p> <p data-bbox="120 363 591 395">1 公費負担者番号等の設定方法</p> <p data-bbox="120 403 188 435">(略)</p> <p data-bbox="120 443 271 475">(1) (略)</p> <p data-bbox="120 528 271 560">(2) (略)</p> <p data-bbox="120 612 539 644">(3) 実施機関番号③ (3桁)</p> <p data-bbox="188 652 331 684"><u>ア 原則</u></p> <p data-bbox="188 692 1084 772">都道府県、指定都市、中核市の実施機関番号については、別添のとおりとすること。</p> <p data-bbox="188 780 1084 1059">なお、平成 26 年 12 月 31 日時点で小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっており、かつ、平成 27 年 1 月 1 日以後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、既認定者となり、平成 29 年 12 月 31 日までの診療分は、700 番台の実施機関番号 (別添 1) とし、平成 30 年 1 月 1 日以降の診療分については、800 番台の実施機関番号 (別添 2) を用いることとする。</p> <p data-bbox="188 1067 1084 1187">また、平成 27 年 1 月 1 日以降、新たに小児慢性特定疾病医療支援の対象者となった場合には、800 番台の実施機関番号 (別添 2) とする。</p> <p data-bbox="188 1240 331 1272"><u>イ 例外</u></p> <p data-bbox="188 1279 1084 1399"><u>アに関わらず、次のア)～エ)に掲げる者が平成 27 年 1 月 1 日以降に医療費支給認定を受けた場合においても、700 番台の実施機関番号とすること。</u></p> <p data-bbox="232 1407 1084 1439"><u>ア) 支給認定世帯の世帯員が生活保護法 (昭和 25 年法律第</u></p>	<p data-bbox="1093 164 2072 236">小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について</p> <p data-bbox="1563 280 1599 312">記</p> <p data-bbox="1115 363 1576 395">1 公費負担者番号等の設定方法</p> <p data-bbox="1115 403 1182 435">(略)</p> <p data-bbox="1115 443 1265 475">(1) (略)</p> <p data-bbox="1115 528 1265 560">(2) (略)</p> <p data-bbox="1115 612 1534 644">(3) 実施機関番号③ (3桁)</p> <p data-bbox="1173 692 2069 772">都道府県、指定都市、中核市の実施機関番号については、別添のとおりとすること。</p> <p data-bbox="1173 780 2069 1059">なお、平成 26 年 12 月 31 日時点で小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっており、かつ、平成 27 年 1 月 1 日以後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、既認定者となり、平成 29 年 12 月 31 日までの診療分は、700 番台の実施機関番号 (別添 1) とし、平成 30 年 1 月 1 日以降の診療分については、800 番台の実施機関番号 (別添 2) を用いることとする。</p> <p data-bbox="1173 1067 2069 1187">また、平成 27 年 1 月 1 日以降、新たに小児慢性特定疾病医療支援の対象者となった場合には、800 番台の実施機関番号 (別添 2) とする。</p>

(改正後全文)

雇児母発 1120 第 1 号

平成 26 年 11 月 20 日

[改正経過]

第 1 次改正 平成 27 年 1 月 30 日 雇児母発 0130 第 1 号

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 母子保健主管部(局)長 殿
 { 中核市 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び
受給者番号の設定について

今般、「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 47 号)
により、小児慢性特定疾病医療支援の給付(小児慢性特定疾病医療
費)については、公平で安定的な医療費助成の仕組みが構築され、
平成 27 年 1 月 1 日から施行となる。

これに伴い、小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番
号及び受給者番号の設定については、下記のとおりとするので、こ
れに基づき適切に取り扱われたい。

ただし、平成 26 年 12 月 31 日までに行われた改正前の児童福祉法
(昭和 22 年第 164 号)第 21 条の 5 の規定に基づく小児慢性特定疾
患治療研究事業(以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。)
による医療の給付に係る公費負担者番号の取扱いについては、なお
従前の例によるものとする。

記

1 公費負担者番号等の設定方法

公費負担者番号	①	②	③	④
公費負担者医療の受給者番号	⑤			④

(1) 法別番号①(2桁)

小児慢性特定疾病医療支援の法別番号は「52」とすること。

(2) 都道府県番号②(2桁)

「保険者番号等の設定について（昭和 51 年 8 月 7 日保発第 45 号・庁保発第 34 号）」の別表 2 の都道府県番号表の番号とすること。（総務省採用の都道府県番号と同様）

（3）実施機関番号③（3桁）

ア 原則

都道府県、指定都市、中核市の実施機関番号については、別添のとおりとすること。

なお、平成 26 年 12 月 31 日時点で小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっており、かつ、平成 27 年 1 月 1 日以後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、既認定者となり、平成 29 年 12 月 31 日までの診療分は、700 番台の実施機関番号（別添 1）とし、平成 30 年 1 月 1 日以降の診療分については、800 番台の実施機関番号（別添 2）を用いることとする。

また、平成 27 年 1 月 1 日以降、新たに小児慢性特定疾病医療支援の対象者となった場合には、800 番台の実施機関番号（別添 2）とする。

イ 例外

アに関わらず、次のア)～エ)に掲げる者が平成 27 年 1 月 1 日以降に医療費支給認定を受けた場合においても、700 番台の実施機関番号とすること。

ア) 支給認定世帯の世帯員が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合の医療費支給認定保護者

イ) 支給認定世帯の世帯員が中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条に規定する支援給付を受けている場合の医療費支給認定保護者

ウ) 支給認定世帯の世帯員が児童福祉法第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成 26 年厚生労働省告示第 463 号）第二号ニに規定する医療費支給認定保護者（生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者であって、かつ、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 85 条第 2 項に規定する食事療養費標準負担額の 2 分の 1 の額を負担することとしたならば生活保護法第 2 条に規定する保護を必要とする状態となるものであって食事療養標準負担額を零としたならば保護を必要としない状態になる者）

エ) 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が厚生労働大臣が定める者（平成 26 年厚生労働省告示第 462 号）第 4 号に規定する血友病又はこれに類する疾病にかかっている場合の当該医療費支給認定保護者

なお、上記ア)～エ)に掲げる者を保護者とする小児慢性特定疾病児

童等については、平成 30 年 1 月 1 日以降についても同様の取扱いとすること。

(4) 検証番号④(1桁)

次の方式により算定すること。

ア 実施機関番号の各数の末尾の桁を起点として順次 2 と 1 を乗じる。

イ アで算出した積の和を求める。ただし、積が 2 桁となる場合は、1 桁目と 2 桁目の数字の和とする。

ウ 10 とイで算出した数字の下 1 桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、イで算出した数字の 1 の位の数が 0 のときは検証番号を 0 とする。

例)

法	別	都道府県	実施機関
番	号	番	号
5	2	0	1 7 0 1
×	×	×	×
2	1	2	1 2 1 2

$(1+0) + 2 + 0 + 1 + (1+4) + 0 + 2 = 11$
 $10 - 1 = \boxed{9} \dots$ 検証番号

(5) 受給者番号⑤(7桁)

ア 受給者番号は、受給者区分 6 桁、検証番号 1 桁、計 7 桁の番号とすること。

イ 受給者区分は、実施機関ごとに設定すること。

ウ 検証番号は、(4)と同様の方法により算出すること。

2 実施の時期

平成 27 年 1 月診療分(2 月請求分)から実施すること。

ただし、別表に掲げる平成 27 年 4 月から中核市に移行する越谷市、八王子市については、平成 27 年 4 月診療分(5 月請求分)から実施とする。

(別添1)既認定者

	実施機関名	公費負担者番号							
		法別番号		都道府県番号		実施機関番号		検証番号	
1	北海道	5	2	0	1	7	0	1	9
	札幌市	5	2	0	1	7	0	2	7
	旭川市	5	2	0	1	7	0	3	5
	函館市	5	2	0	1	7	0	4	3
2	青森県	5	2	0	2	7	0	1	8
	青森市	5	2	0	2	7	0	2	6
3	岩手県	5	2	0	3	7	0	1	7
	盛岡市	5	2	0	3	7	0	2	5
4	宮城県	5	2	0	4	7	0	1	6
	仙台市	5	2	0	4	7	0	2	4
5	秋田県	5	2	0	5	7	0	1	5
	秋田市	5	2	0	5	7	0	2	3
6	山形県	5	2	0	6	7	0	1	4
7	福島県	5	2	0	7	7	0	1	3
	郡山市	5	2	0	7	7	0	2	1
	いわき市	5	2	0	7	7	0	3	9
8	茨城県	5	2	0	8	7	0	1	2
9	栃木県	5	2	0	9	7	0	1	1
	宇都宮市	5	2	0	9	7	0	2	9
10	群馬県	5	2	1	0	7	0	1	8
	前橋市	5	2	1	0	7	0	2	6
	高崎市	5	2	1	0	7	0	3	4
11	埼玉県	5	2	1	1	7	0	1	7
	さいたま市	5	2	1	1	7	0	2	5
	川越市	5	2	1	1	7	0	3	3
	越谷市	5	2	1	1	7	0	4	1
12	千葉県	5	2	1	2	7	0	1	6
	千葉市	5	2	1	2	7	0	2	4
	船橋市	5	2	1	2	7	0	3	2
	柏市	5	2	1	2	7	0	4	0
13	東京都	5	2	1	3	7	0	1	5
	八王子市	5	2	1	3	7	0	2	3
14	神奈川県	5	2	1	4	7	0	1	4
	横浜市	5	2	1	4	7	0	2	2
	川崎市	5	2	1	4	7	0	3	0
	相模原市	5	2	1	4	7	0	4	8
	横須賀市	5	2	1	4	7	0	5	5
15	新潟県	5	2	1	5	7	0	1	3
	新潟市	5	2	1	5	7	0	2	1
16	富山県	5	2	1	6	7	0	1	2

富山市	5	2	1	6	7	0	2	0
17 石川県	5	2	1	7	7	0	1	1
金沢市	5	2	1	7	7	0	2	9
18 福井県	5	2	1	8	7	0	1	0
19 山梨県	5	2	1	9	7	0	1	9
20 長野県	5	2	2	0	7	0	1	6
長野市	5	2	2	0	7	0	2	4
21 岐阜県	5	2	2	1	7	0	1	5
岐阜市	5	2	2	1	7	0	2	3
22 静岡県	5	2	2	2	7	0	1	4
静岡市	5	2	2	2	7	0	2	2
浜松市	5	2	2	2	7	0	3	0
23 愛知県	5	2	2	3	7	0	1	3
名古屋市	5	2	2	3	7	0	2	1
豊田市	5	2	2	3	7	0	3	9
豊橋市	5	2	2	3	7	0	4	7
岡崎市	5	2	2	3	7	0	5	4
24 三重県	5	2	2	4	7	0	1	2
25 滋賀県	5	2	2	5	7	0	1	1
大津市	5	2	2	5	7	0	2	9
26 京都府	5	2	2	6	7	0	1	0
京都市	5	2	2	6	7	0	2	8
27 大阪府	5	2	2	7	7	0	1	9
大阪市	5	2	2	7	7	0	2	7
堺市	5	2	2	7	7	0	3	5
高槻市	5	2	2	7	7	0	4	3
東大阪市	5	2	2	7	7	0	5	0
豊中市	5	2	2	7	7	0	6	8
枚方市	5	2	2	7	7	0	7	6
28 兵庫県	5	2	2	8	7	0	1	8
神戸市	5	2	2	8	7	0	2	6
姫路市	5	2	2	8	7	0	3	4
西宮市	5	2	2	8	7	0	4	2
尼崎市	5	2	2	8	7	0	5	9
29 奈良県	5	2	2	9	7	0	1	7
奈良市	5	2	2	9	7	0	2	5
30 和歌山県	5	2	3	0	7	0	1	4
和歌山市	5	2	3	0	7	0	2	2
31 鳥取県	5	2	3	1	7	0	1	3
32 島根県	5	2	3	2	7	0	1	2
33 岡山県	5	2	3	3	7	0	1	1
岡山市	5	2	3	3	7	0	2	9
倉敷市	5	2	3	3	7	0	3	7

34 広島県	5	2	3	4	7	0	1	0
広島市	5	2	3	4	7	0	2	8
福山市	5	2	3	4	7	0	3	6
35 山口県	5	2	3	5	7	0	1	9
下関市	5	2	3	5	7	0	2	7
36 徳島県	5	2	3	6	7	0	1	8
37 香川県	5	2	3	7	7	0	1	7
高松市	5	2	3	7	7	0	2	5
38 愛媛県	5	2	3	8	7	0	1	6
松山市	5	2	3	8	7	0	2	4
39 高知県	5	2	3	9	7	0	1	5
高知市	5	2	3	9	7	0	2	3
40 福岡県	5	2	4	0	7	0	1	2
北九州市	5	2	4	0	7	0	2	0
福岡市	5	2	4	0	7	0	3	8
久留米市	5	2	4	0	7	0	4	6
41 佐賀県	5	2	4	1	7	0	1	1
42 長崎県	5	2	4	2	7	0	1	0
長崎市	5	2	4	2	7	0	2	8
43 熊本県	5	2	4	3	7	0	1	9
熊本市	5	2	4	3	7	0	2	7
44 大分県	5	2	4	4	7	0	1	8
大分市	5	2	4	4	7	0	2	6
45 宮崎県	5	2	4	5	7	0	1	7
宮崎市	5	2	4	5	7	0	2	5
46 鹿児島県	5	2	4	6	7	0	1	6
鹿児島市	5	2	4	6	7	0	2	4
47 沖縄県	5	2	4	7	7	0	1	5
那覇市	5	2	4	7	7	0	2	3

(別添2)新規認定者

	実施機関名	公費負担者番号							
		法別番号		都道府県番号		実施機関番号		検証番号	
1	北海道	5	2	0	1	8	0	1	7
	札幌市	5	2	0	1	8	0	2	5
	旭川市	5	2	0	1	8	0	3	3
	函館市	5	2	0	1	8	0	4	1
2	青森県	5	2	0	2	8	0	1	6
	青森市	5	2	0	2	8	0	2	4
3	岩手県	5	2	0	3	8	0	1	5
	盛岡市	5	2	0	3	8	0	2	3
4	宮城県	5	2	0	4	8	0	1	4
	仙台市	5	2	0	4	8	0	2	2
5	秋田県	5	2	0	5	8	0	1	3
	秋田市	5	2	0	5	8	0	2	1
6	山形県	5	2	0	6	8	0	1	2
7	福島県	5	2	0	7	8	0	1	1
	郡山市	5	2	0	7	8	0	2	9
	いわき市	5	2	0	7	8	0	3	7
8	茨城県	5	2	0	8	8	0	1	0
9	栃木県	5	2	0	9	8	0	1	9
	宇都宮市	5	2	0	9	8	0	2	7
10	群馬県	5	2	1	0	8	0	1	6
	前橋市	5	2	1	0	8	0	2	4
	高崎市	5	2	1	0	8	0	3	2
11	埼玉県	5	2	1	1	8	0	1	5
	さいたま市	5	2	1	1	8	0	2	3
	川越市	5	2	1	1	8	0	3	1
	越谷市	5	2	1	1	8	0	4	9
12	千葉県	5	2	1	2	8	0	1	4
	千葉市	5	2	1	2	8	0	2	2
	船橋市	5	2	1	2	8	0	3	0
	柏市	5	2	1	2	8	0	4	8
13	東京都	5	2	1	3	8	0	1	3
	八王子市	5	2	1	3	8	0	2	1
14	神奈川県	5	2	1	4	8	0	1	2
	横浜市	5	2	1	4	8	0	2	0
	川崎市	5	2	1	4	8	0	3	8
	相模原市	5	2	1	4	8	0	4	6
	横須賀市	5	2	1	4	8	0	5	3
15	新潟県	5	2	1	5	8	0	1	1
	新潟市	5	2	1	5	8	0	2	9
16	富山県	5	2	1	6	8	0	1	0

	富山市	5	2	1	6	8	0	2	8
17	石川県	5	2	1	7	8	0	1	9
	金沢市	5	2	1	7	8	0	2	7
18	福井県	5	2	1	8	8	0	1	8
19	山梨県	5	2	1	9	8	0	1	7
20	長野県	5	2	2	0	8	0	1	4
	長野市	5	2	2	0	8	0	2	2
21	岐阜県	5	2	2	1	8	0	1	3
	岐阜市	5	2	2	1	8	0	2	1
22	静岡県	5	2	2	2	8	0	1	2
	静岡市	5	2	2	2	8	0	2	0
	浜松市	5	2	2	2	8	0	3	8
23	愛知県	5	2	2	3	8	0	1	1
	名古屋市	5	2	2	3	8	0	2	9
	豊田市	5	2	2	3	8	0	3	7
	豊橋市	5	2	2	3	8	0	4	5
	岡崎市	5	2	2	3	8	0	5	2
24	三重県	5	2	2	4	8	0	1	0
25	滋賀県	5	2	2	5	8	0	1	9
	大津市	5	2	2	5	8	0	2	7
26	京都府	5	2	2	6	8	0	1	8
	京都市	5	2	2	6	8	0	2	6
27	大阪府	5	2	2	7	8	0	1	7
	大阪市	5	2	2	7	8	0	2	5
	堺市	5	2	2	7	8	0	3	3
	高槻市	5	2	2	7	8	0	4	1
	東大阪市	5	2	2	7	8	0	5	8
	豊中市	5	2	2	7	8	0	6	6
	枚方市	5	2	2	7	8	0	7	4
28	兵庫県	5	2	2	8	8	0	1	6
	神戸市	5	2	2	8	8	0	2	4
	姫路市	5	2	2	8	8	0	3	2
	西宮市	5	2	2	8	8	0	4	0
	尼崎市	5	2	2	8	8	0	5	7
29	奈良県	5	2	2	9	8	0	1	5
	奈良市	5	2	2	9	8	0	2	3
30	和歌山県	5	2	3	0	8	0	1	2
	和歌山市	5	2	3	0	8	0	2	0
31	鳥取県	5	2	3	1	8	0	1	1
32	島根県	5	2	3	2	8	0	1	0
33	岡山県	5	2	3	3	8	0	1	9
	岡山市	5	2	3	3	8	0	2	7
	倉敷市	5	2	3	3	8	0	3	5

34	広島県	5	2	3	4	8	0	1	8
	広島市	5	2	3	4	8	0	2	6
	福山市	5	2	3	4	8	0	3	4
35	山口県	5	2	3	5	8	0	1	7
	下関市	5	2	3	5	8	0	2	5
36	徳島県	5	2	3	6	8	0	1	6
37	香川県	5	2	3	7	8	0	1	5
	高松市	5	2	3	7	8	0	2	3
38	愛媛県	5	2	3	8	8	0	1	4
	松山市	5	2	3	8	8	0	2	2
39	高知県	5	2	3	9	8	0	1	3
	高知市	5	2	3	9	8	0	2	1
40	福岡県	5	2	4	0	8	0	1	0
	北九州市	5	2	4	0	8	0	2	8
	福岡市	5	2	4	0	8	0	3	6
	久留米市	5	2	4	0	8	0	4	4
41	佐賀県	5	2	4	1	8	0	1	9
42	長崎県	5	2	4	2	8	0	1	8
	長崎市	5	2	4	2	8	0	2	6
43	熊本県	5	2	4	3	8	0	1	7
	熊本市	5	2	4	3	8	0	2	5
44	大分県	5	2	4	4	8	0	1	6
	大分市	5	2	4	4	8	0	2	4
45	宮崎県	5	2	4	5	8	0	1	5
	宮崎市	5	2	4	5	8	0	2	3
46	鹿児島県	5	2	4	6	8	0	1	4
	鹿児島市	5	2	4	6	8	0	2	2
47	沖縄県	5	2	4	7	8	0	1	3
	那覇市	5	2	4	7	8	0	2	1

事 務 連 絡
平成 27 年 1 月 30 日

〔 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市 〕 小児慢性特定疾病対策ご担当者 様

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号の取扱いについて

小児慢性特定疾病対策の推進につきましては、かねてより格段の御配慮を賜り、深く感謝申し上げます。

標記については、「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について（平成 26 年 11 月 20 日雇児母発 1120 第 1 号）」（以下「公費負担者番号通知」という。）により実施しているところですが、平成 27 年 1 月 30 日付で改正いたしました。

これは、支給認定の世帯員が生活保護法の被保護者等である場合、入院時の食事療養費標準負担額の自己負担額が 0 円となるため、800 番台の公費負担者番号が付番される者について、当該標準負担額の自己負担の有無（1 / 2 負担か負担なし）が混在しないよう、支給認定の世帯員が生活保護法の被保護者等であり入院時の食事療養費標準負担額の自己負担額が 0 円の医療費支給認定保護者に交付する医療受給者証については、700 番台の付番をお願いしたものです。

なお、このことにより、審査支払機関からの食事療養費標準負担額の請求は全て、800 番台は 1 / 2 の額を、700 番台は全額を小児慢性特定疾病医療費の公費で請求されることとなりますので、ご留意願います。

しかし、既に食事療養費標準負担額の自己負担が 0 円の者に 800 番台を付番している医療受給者証を交付している場合については、早急に 700 番台の医療受給者証に差し替えて頂けるようお願いいたします。

また、下記のとおり対応例を示すのでご参考いただくとともに、関係各位に

周知方ご配慮願います。

なお、下記の対応例に限らず、各都道府県、指定都市、中核市において適切な対応をお願いいたします。

記

1. 対象者

公費負担者番号通知の記の1（3）ア）～エ）に該当する者であり、平成27年1月1日以降に小児慢性特定疾病医療費支給の認定を受け、同年1月中に入院治療を受け食事療養費標準負担額の自己負担が発生した者。

2. 対応例

①各都道府県、指定都市、中核市において1に該当する者の有無を確認する。

②該当者が申請している指定医療機関に連絡し、医療機関からの審査支払機関への請求の際、該当者の公費負担者番号の実施機関番号を800番台から700番台に書き換えて請求する。その際、検証番号も変更になることに留意すること。

雇児母発 1218 第 1 号
平成 26 年 12 月 18 日

都道府県
各 指定都市 衛生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」について（通知）

今般、「児童福祉法第二十一条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成 17 年厚生労働省告示第 23 号）」について、その全部が改正され、新たに、「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」として制定された。

本告示について留意すべき事項を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、これを参考に小児慢性特定疾病医療費の支給認定を行うとともに、医療意見書（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）第 19 条の 3 第 1 項に規定する診断書をいう。以下同じ。）を作成する指定医、指定医療機関など関係者、関係団体及び関係機関に対する周知方につき配慮願いたい。

記

第 1 全ての小児慢性特定疾病に共通する事項

1 平成 26 年厚生労働省告示第 475 号において、以下の①及び②に掲げる疾病については、当該疾病に対して何らかの治療を行っている場合に加え、その治療の経過を観察している場合も小児慢性特定疾病の医療費助成の対象（以下「医療費助成の対象」という。）とする。

①小児慢性特定疾病ごとに規定している疾病の状態の程度（以下「疾病の状態の程

度」という。)が「左欄の疾病名に該当する場合」とある疾病

- ②「第二表 悪性新生物」の疾病で再発や転移の可能性が高いため、経過観察が必要なもの

しかし、「疾病の状態の程度」について、上記①及び②以外の疾病であって、「治療の内容」で規定しているものについては、当該疾病に対して何らかの治療を行っている場合は医療費助成の対象とし、経過観察のみを行っている場合は含まない。

- 2 医療費助成の対象疾病である原疾病Aに合併して発症する医療費助成の対象疾病ではない疾病Bに罹患した場合については、原疾病Aの治療が終了した後も引き続き疾病Bが発現していても、このときの疾病Bに対する治療については、医療費助成の対象としない。
- 3 医療費助成の対象疾病に対する外科的手術等の治療により、その対象疾病（原疾病）自体の症状は消失したが、原疾病に関連した合併症や原疾病に対する治療による後遺症がある場合、その合併症や後遺症に対する治療も、原疾病に起因する治療として医療費助成の対象とする。ただし、合併症や後遺症の程度について医療意見書に詳細に記載すること。
- 4 小児慢性特定疾病の治療に必要な手術に関連して、小児慢性特定疾病児童等の心理的ケアのため、心療内科又は精神科における心理面に対する治療は、児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の範囲に含まれ、その医療費について医療費助成の対象として差し支えない。
- 5 都道府県及び指定都市において実施されている新生児マススクリーニング検査で発見された疾病の場合は、医療意見書の「新生児マススクリーニングで発見」の欄に記入すること。
- 6 厚生労働大臣が定める者（平成26年厚生労働省告示第462号）第3号に規定する「長期にわたり継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある（中略）小児慢性特定疾病児童等」の「継続して常時」とは、生命維持管理装置を一日中装着し、離脱の見込みがないことであり、「生命維持管理装置」とは、人工呼吸器、体外式補助人工心臓等が該当する。
- なお、以下の①及び②に該当する者についても「継続して常時生命維持管理装置を装着」しているとして取り扱ってよい。
- ① 気管内挿管チューブを介した人工呼吸器装着者
- ② 心臓移植等の治療により離脱を見込める場合もあり得る体外式補助人工心臓等装着者

- 7 小児慢性特定疾病の診断に当たっては、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ (<http://www.shouman.jp/>) の小児慢性特定疾病一覧に掲載されている「診断の手引き」を参考にすること。

第2 悪性新生物

- 1 悪性新生物は、組織と部位を明確にし、正確な診断がついた疾病が医療費助成の対象となる。また、治療終了後5年経過した場合は医療費助成の対象としない。その後再発した場合は改めて医療費助成の申請が必要となる。
- 2 悪性新生物において、再発や転移の可能性があり経過観察を行っている場合も治療の一環として医療費助成の対象として差し支えない。
- 3 「疾病の状態の程度」の「治療終了」の時点は、抗腫瘍薬の投与や手術等の治療が終了し、悪性新生物治療による障害が無い又は軽微であるため、後遺症等に対する治療が不要な状態と医師が判断した時点とする。
- 4 「疾病の状態の程度」の「再発等」の「等」には転移の場合が含まれる。
- 5 低身長を伴う悪性新生物に対し、成長ホルモン治療を行う場合は、悪性新生物の医療意見書のほか「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。
- 6 「中枢神経系腫瘍」区分以外の悪性新生物に該当する疾病の場合、組織又は部位が明確に診断できない場合であっても、悪性新生物であると診断されれば、医療費助成の対象とする。ただし、診断の根拠等について医療意見書に詳細に記載すること。
- 7 「中枢神経系腫瘍」区分の疾病の場合は、組織学的に悪性あるいは良性であるかどうかに関わらず、また組織型を問わず医療費助成の対象とする。
- 8 てんかん発作が中枢神経系腫瘍などの医療費助成の対象疾病（原疾病）に合併する症状と診断された場合には、てんかん発作に対する治療の医療費についても、医療費助成の対象とする。
- 9 網膜芽細胞腫の手術後において、義眼を装着していることにより結膜炎を発症した場合、原疾病（網膜芽細胞腫）との因果関係が認められれば、医療費助成の対象疾病（網膜芽細胞腫）に付随して発生する傷病に対する治療と見なして、医療費助成の対象として差し支えない。

第3 慢性腎疾患

- 1 腎機能低下による低身長 of 患者に対し、成長ホルモン治療を行う場合は、慢性腎不全の医療意見書のほか「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。
- 2 慢性糸球体腎炎等においては、「診断の手引き」で医療意見書に病理組織による確定診断を記載することを求めているが、患者の状態等を鑑みて確定診断のための腎生検を安全に実施することが困難な場合は、腎生検を実施できなかった理由を記載すること。
- 3 「疾病の状態の程度」に掲げる薬物療法のいずれにも該当しない薬物療法を行っている場合であって、医療意見書を作成する医師が、「疾病の状態の程度」に掲げる薬物療法と同等の薬物療法であると判断する場合は、「疾病の状態の程度」に該当しているものとして医療費助成の対象として差し支えない。
- 4 「疾病の状態の程度」の「腎機能の低下がみられる場合又は腎移植を行った場合」の「腎機能の低下」とは、「おおむね3か月以上、血清Crが年齢性別毎の中央値（別表参照）の1.5倍以上が持続した場合」とする。
- 5 「微小変化型ネフローゼ症候群」及び「20 から 24 までに掲げるもののほか、ネフローゼ症候群」の「疾病の状態の程度」の「半年間で3回以上再発した場合又は1年間に4回以上再発した場合」とは、半年以内に3回以上の再発を認めた場合又は1年以内に4回以上再発した場合を医療費助成の対象とする。ただし、その場合であっても、「半年間で3回以上再発した場合」は1回目及び2回目の再発、「1年間に4回以上再発した場合」は3回目までの再発の治療に要した費用は、医療費助成の対象としない。
- 6 「微小変化型ネフローゼ症候群」には一部のステロイド抵抗性ネフローゼ症候群を含む。

第4 慢性呼吸器疾患

- 1 気管支喘息の「疾病の状態の程度」の「ア. 1年以内に3ヶ月に3回以上の大発作がある場合」の「大発作」とは、1年以内に歩行困難な著名な呼吸困難又はパルスオキシメーターによる酸素飽和度（SpO₂）が91%未満の状態を伴う発作の場合とする。
- 2 気管支喘息の「疾病の状態の程度」の「イ. 1年以内に意識障害を伴う大発作がある場合」の「意識障害」とは、興奮程度の場合とする。

- 3 慢性肺疾患の「疾病の状態の程度」の「治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、気道拡張術・形成術後、中心静脈栄養、経管栄養のうち一つ以上を行う場合。」とは、おおむね1か月以上の入院加療を行う場合とする。

第5 慢性心疾患

- 1 「疾病の状態の程度」が「第2基準を満たす場合」である疾病について、手術を行った場合は、第2基準の①～⑨のいずれかに該当する場合に医療費助成の対象とする。
- 2 慢性心疾患の第3基準の「最終手術不能」とは、医学的な理由により手術を行えない又は行わない状態であることを意味する。例えば、重篤なチアノーゼがあり手術を行うことはできないが、死に至る可能性を減らすための濃厚なケア、治療及び経過観察が必要な場合が考えられる。
- 3 「マルファン症候群」には「ロイスディーツ症候群」を含む。

第6 内分泌疾患

- 1 低身長を伴う内分泌疾患に対し、成長ホルモン治療を行う場合は、内分泌疾患の医療意見書の他「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。
- 2 性腺の異常で性の決定を保留している場合は、医療意見書の性別の欄の記載は不要である。
- 3 成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）等で、成長ホルモン治療の基準を満たさない場合であっても、成長ホルモン治療以外の補充療法、機能抑制療法その他薬物療法等の治療については、医療費助成の対象として差し支えない。
- 4 「備考」の「ヒト成長ホルモン治療を行う場合の基準」（以下「成長ホルモン治療対象基準」という。）の「Ⅲ終了基準」と、別表第一、第二及び別表第四の身長基準について、児童の年齢と疾病によっては身長基準が終了基準を上回っている場合には、「Ⅲ終了基準」を優先し、成長ホルモン治療開始時の身長が終了基準を上回る場合は、成長ホルモン治療は医療費助成の対象としない。
- 5 過去に成長ホルモン治療について医療費助成の対象となっており、「成長ホルモン治療対象基準」の「Ⅲ終了基準」に該当したこと等により成長ホルモン治療を継続して行わなくなった後、再度成長ホルモン治療が必要となった場合には、「成長ホル

モン治療対象基準」の「I 開始基準」をもって医療費助成の対象となるか否かを判断すること。

- 6 「疾病名」の「成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的な原因によるものに限る。）」の「脳の器質的な原因」とは、下垂体低形成による場合を含む。
- 7 バセドウ病に対し外科的手術を行った結果、甲状腺機能低下症となり薬物治療を必要とする場合、新規又は更新時の医療意見書の疾病名は、バセドウ病ではなく、「25 及び 26 に掲げるもののほか、後天性甲状腺機能低下症」を記載すること（医療費助成の対象疾病名の変更）。なお、バセドウ病に対する外科治療を行っている旨を記載すること。
- 8 「疾病の状態の程度」の「手術を実施し、かつ、術後も治療が必要な場合」とは、医療意見書の「今後の治療方針」にホルモンの補充療法を行う等の明確な記載がある場合のみが該当する。
- 9 医療費助成の対象とする 21-水酸化酵素欠損症の治療中に卵巣機能に関する経過観察が行われた場合、その経過観察は原疾病（21-水酸化酵素欠損症）の治療の一環であることから、医療費助成の対象としても差し支えない。
また、原疾病（21-水酸化酵素欠損症）に付随する疾病や病態について、複数の医療機関にかかる場合であってもこの取扱いに変更はない。
- 10 プラダー・ウィリ症候群において、糖尿病を予防するための食事療法又は生活指導のみを行っており、薬物療法を行っていない場合には医療費助成の対象とはならない。

第7 糖尿病

- 1 疾病に対する治療として、食事療法又は生活指導のみを行っており、薬物療法を行っていない場合には医療費助成の対象とはならない。

第8 血液疾患

- 1 厚生労働大臣が定める者（平成 26 年厚生労働省告示第 462 号）第 4 号に規定する「血友病又はこれに類する疾病」とは、平成元年 7 月 24 日健医発第 896 号保険医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」の別紙「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の第 3 に掲げる疾病とする。
なお、実施要綱第 3 の「先天性血液凝固因子欠乏症」とは、次の疾病をいう。
血友病 A、血友病 B、先天性フィブリノーゲン欠乏症、先天性プロトロンビン欠

乏症、第Ⅴ因子欠乏症、第Ⅶ因子欠乏症、第Ⅹ因子欠乏症、第Ⅺ因子欠乏症、第Ⅻ因子欠乏症、第ⅩⅢ因子欠乏症、フォンウィルブランド病

- 2 「疾病の状態の程度」の「治療で補充療法、G-CSF 療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合」とは、継続的な治療をおおむね6か月以上（断続的な場合を含む。）を行う場合に医療費助成の対象とする。
- 3 「疾病の状態の程度」の「検査で血中ヘモグロビン値 10 g/dL 以下又は赤血球数 350 万/ μ L 以下の状態が持続する場合」とは、検査で血中ヘモグロビン値 10 g/dL 以下又は赤血球数 350 万/ μ L 以下の状態がおおむね6か月以上（断続的な場合を含む。）持続する場合に医療費助成の対象とする。
- 4 「疾病の状態の程度」の「治療で補充療法を行っている場合」とは、継続的な治療をおおむね6か月以上（断続的な場合を含む。）行う場合に医療費助成の対象とする。
- 5 免疫学的血小板減少症の「疾病の状態の程度」の「補充療法」とは、直接的な血小板の輸血、 γ -グロブリン又はステロイド薬の投与等により、血小板を増加させることを目的とした治療とする。

第9 免疫疾患

- 1 「疾病の状態の程度」の「治療で補充療法、G-CSF 療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合」とは、継続的な治療をおおむね6か月以上（断続的な場合を含む。）行う場合に医療費助成の対象とする。
- 2 「疾病の状態の程度」の「治療で G-CSF 療法若しくは造血幹細胞移植を実施する場合又は検査で好中球数 1500/ μ L 以下の状態である場合」の「検査で好中球数 1500/ μ L 以下の状態である場合」とは、検査で好中球数 1500/ μ L 以下の状態である場合がおおむね6か月以上（断続的な場合を含む。）持続する場合に医療費助成の対象とする。
- 3 「疾病の状態の程度」の「治療で補充療法を行っている場合」とは、継続的な治療をおおむね6か月以上（断続的な場合を含む。）行う場合に医療費助成の対象とする。

る。

第10 慢性消化器疾患

1 周期性嘔吐症候群の「疾病の状態の程度」の「次のいずれかに該当し、かつ薬物療法を要する場合を医療費助成の対象とする。ア 特徴的嘔吐発作を過去に5回以上起こした場合 イ 特徴的嘔吐発作を6か月に3回以上起こした場合」の「薬物療法」とは、補液療法を含むものとし、「特徴的嘔吐発作」とは、次の①から④の全てを満たす場合とする。

- ①発作は個々の患者で同じ発作型でおおむね予想可能な周期で起こるものであること
- ②発作は強い嘔気・嘔吐が1時間に4回以上みられるものであること
- ③発作の持続は1時間から10日まで認められるものであること
- ④発作と発作の間隔は症状から解放されるものであること

第11 神経・筋疾患

1 「脊髄髄膜腫」には、神経症状のある「脊髄脂肪腫」を含む。

第12 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群

1 「染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群」は、医学的・学術的に「先天異常症候群」と呼称されるものである。

2 「疾病名」の「1から6までに掲げるもののほか、常染色体異常（ウィリアムズ症候群及びプラダー・ウィリ症候群を除く。）」の「常染色体異常」とは、常染色体の構造的異常又は機能的な異常が染色体検査（分染法）、FISH 染色体検査、マイクロアレイ染色体検査、DNA メチル化検査等の検査で確認され、臨床症状と矛盾しない場合とする。

3 「疾病の状態の程度」の「基準（イ）治療で、強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬又は β 遮断薬のうち一つ以上が投与されている場合であること。」に掲げる薬物療法のいずれにも該当しない薬物療法を行っている場合であって、医療意見書を作成する医師が、「疾病の状態の程度」に掲げる薬物療法と同等の薬物療法（アンギオテンシン受容体拮抗薬（ARB）、アンギオテンシン変換酵素（ACE）阻害薬等）であると判断する場合は、医療費助成の対象として差し支えない。

4 「ウェルナー症候群」には「プロジェリア」を含む。

第13 皮膚疾患

- 1 「先天性魚鱗癬」区分の「疾病の状態の程度」の「感染の治療で抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要となる場合」とは、治療中又は治療が必要と見込まれる場合が該当するので、医療費助成の申請時に治療を行っていない場合でも、医療費助成の対象として差し支えない。

(別表) 年齢・性別ごとの血清 Cr 中央値及び腎機能低下基準値 (mg/dL)

年齢	中央値 (mg/dl)	腎機能低下基準値		
3-5ヶ月	0.20	0.30		
6-8ヶ月	0.22	0.33		
1歳	0.23	0.35		
2歳	0.24	0.36		
3歳	0.27	0.41		
4歳	0.30	0.45		
5歳	0.34	0.51		
6歳	0.34	0.51		
7歳	0.37	0.56		
8歳	0.40	0.60		
9歳	0.41	0.62		
10歳	0.41	0.62		
11歳	0.45	0.68		
	男子	女子		
	中央値	腎機能低下基準値	中央値	腎機能低下基準値
12歳	0.53	0.80	0.52	0.78
13歳	0.59	0.89	0.53	0.80
14歳	0.65	0.98	0.58	0.87
15歳	0.68	1.02	0.56	0.87
16歳	0.73	1.10	0.59	0.89
17歳以上	0.83	1.24	0.63	0.95

(参考資料)

「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」の「疾病の状態の程度」と「診断の手引き」の「対象基準」の対応一覧

	疾病の状態の程度	対象基準
全疾病群共通	左欄の疾病名に該当する場合	同左
悪性新生物	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	同左
	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	同左
慢性腎疾患	病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合	同左
	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合	同左
	次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 半年間で3回以上再発した場合又は1年間に4回以上再発した場合 ウ 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 エ ステロイド抵抗性ネフローゼ症候群の場合 オ 腎移植を行った場合	次の①から⑤のいずれかに該当する場合 ①先天性ネフローゼ症候群の場合 ②半年間で3回以上再発した症例の場合又は1年間に4回再発した場合 ③治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 ④ステロイド抵抗性であり、4週間のステロイド治療を行った後も、尿中蛋白質 100mg/dL、又は尿中蛋白質 1g/日) 以上で、かつ血清アルブミン

		3.0g/dL 未満の状態である場合 ⑤腎移植を行った場合。なお、継続症例と再発症例については、腎生検により詳細な診断を行い、巣状分節性糸球体硬化症、膜性腎症、IgA 腎症等の病型を区別すること
	次のいずれかに該当する場合 ア 半年間で3回以上再発した場合又は1年間に4回以上再発した場合 イ 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 ウ 腎移植を行った場合	同左
	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合	腎機能の低下（おおむね3か月以上、血清Crが年齢性別ごとの中央値（別表参照）の1.5倍以上持続）がみられる場合又は腎移植を行った場合
	腎機能低下がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合又は腎移植を行った場合	腎機能の低下（おおむね3か月以上、血清Crが年齢性別ごとの中央値（別表参照）の1.5倍以上持続）がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合又は腎移植を行った場合
	治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、血漿交換療法若しくは輸血のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合	同左
	次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 治療で薬物療法を行っている場合 ウ 腎移植を行った場合	同左
慢性呼吸器疾患	治療が必要な場合	同左
	次のいずれかに該当する場合 ア 1年以内に3か月に3回以上の大発作があった場合 イ 1年以内に意識障害を伴う大発作があった場合 ウ 治療で人工呼吸管理又は挿管を行う場合 エ 生物学的製剤の投与を行った場合	次のいずれかに該当する場合 ①この1年以内に大発作が3か月に3回以上あった場合 ②1年以内に意識障害を伴う大発作があった場合 ③治療で人工呼吸管理又は挿管を行う場合 ④オマリズマブ等の生物学的製剤の投

	<p>オ おおむね 1 か月以上の長期入院療法を行う場合</p>	<p>与を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小児気管支喘息治療・管理ガイドライン」におけるステップ4の治療でもコントロール不良で発作が持続し、経口ステロイド薬の継続投与が必要な状態であること <p>⑤おおむね 1 か月以上の長期入院療法を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該長期入院療法を小児の気管支喘息の治療管理に精通した常勤の小児科医の指導下で行われていること ・当該長期入院療法を行う医療機関に院内学級、養護学校等が併設されていること ・医療意見書と共に次の二つのデータがあること <ol style="list-style-type: none"> (1) 非発作時のフローボリュームカーブ (2) 直近 1 か月の吸入ステロイドの 1 日使用量
	<p>気管支炎や肺炎を繰り返す場合</p>	<p>同左</p>
	<p>治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、気道拡張術・形成術後、中心静脈栄養又は経管栄養のうち一つ以上を行う場合（急性期のものを除く。）。咽頭狭窄については、気管切開術、上顎下顎延長術を除く通常の手術（アデノイド切除術、扁桃摘出術、咽頭形成術等）により治癒する場合は対象としない。</p>	<p>同左</p>
	<p>治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養又は横隔膜ペーシングのうち一つ以上を行う場合</p>	<p>同左</p>
	<p>治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必</p>	<p>同左</p>

	要とするものをいう。)、酸素療法又は中心静脈栄養のうち一つ以上を行う場合	
慢性心疾患	治療中である場合又は第2基準を満たす場合	<p>治療中又は次の①から⑨のいずれかが認められる場合</p> <p>①肺高血圧症（収縮期血圧 40mmHg 以上）</p> <p>②肺動脈狭窄症（右室-肺動脈圧較差 20mmHg 以上）</p> <p>③2度以上の房室弁逆流</p> <p>④2度以上の半月弁逆流</p> <p>⑤圧較差 20mmHg 以上の大動脈狭窄</p> <p>⑥心室性期外収縮、上室性頻拍、心室性頻拍、心房粗細動又は高度房室ブロック</p> <p>⑦左室駆出率あるいは体心室駆出率 0.6 以下</p> <p>⑧心胸郭比 60%以上</p> <p>⑨圧較差 20mmHg 以上の大動脈再縮窄</p>
	第1基準を満たす場合	治療で強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬又は肺血管拡張薬のいずれかが投与されている場合
	第2基準を満たす場合	<p>次の①から⑨のいずれかが認められる場合</p> <p>①肺高血圧症（収縮期血圧 40mmHg 以上）</p> <p>②肺動脈狭窄症（右室-肺動脈圧較差 20mmHg 以上）</p> <p>③2度以上の房室弁逆流</p> <p>④2度以上の半月弁逆流</p> <p>⑤圧較差 20mmHg 以上の大動脈狭窄</p> <p>⑥心室性期外収縮、上室性頻拍、心室性頻拍、心房粗細動又は高度房室ブロック</p> <p>⑦左室駆出率あるいは体心室駆出率 0.6 以下</p> <p>⑧心胸郭比 60%以上</p>

		⑨圧較差 20mmHg 以上の大動脈再縮窄
	第3基準を満たす場合	最終手術不能のためチアノーゼがあり、死に至る可能性を減らすための濃厚なケア、治療及び経過観察が必要な場合
	心室性期外収縮であって多源性である場合	同左
	破裂の場合又は破裂が予想される場合	同左
	一過性でないことが確実な冠動脈異常所見（拡張、瘤形成、巨大瘤又は狭窄）を確認し、継続的な治療が行われている場合	同左
	フォンタン型手術を行った場合	同左
内分泌疾患	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法のいずれか1つ以上を行っている場合
	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合は、備考に定める基準を満たすものに限る。	同左
	治療で補充療法を行っている場合	同左
	手術を実施し、かつ、術後も治療が必要な場合	同左
	治療で補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする。	同左
	治療で補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法、胃瘻、持続経鼻栄養等の栄養療法のいずれか一つ以上を行っている場合	同左
膠原病	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、γグロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤	同左

	又は血漿交換療法のうち一つ以上を用いている場合	
糖尿病	治療でインスリンその他の糖尿病治療薬又は IGF-1 のうち一つ以上を用いている場合	治療でインスリンその他の糖尿病治療薬又は IGF-1 のうち一つ以上を用いている場合。食事療法、生活指導のみの症例は対象外である。
血液疾患	治療で補充療法、G-CSF 療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合	治療で補充療法、G-CSF 療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち、一つ以上を継続的に実施する（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）場合
	検査で血中ヘモグロビン値 10g/dL 以下又は赤血球数 350 万/ μ L 以下の状態が持続する場合	検査で血中ヘモグロビン値 10.0g/dL 以下又は赤血球数 350 万/ μ L 以下が（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）持続する場合
	治療で継続的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合	同左
	治療で補充療法を行っている場合	治療で補充療法を（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）継続的に実施する場合
	血栓症の既往がある場合又は治療で抗凝固療法を行っている場合	同左
免疫疾患	治療で補充療法、G-CSF 療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合	治療で補充療法、G-CSF 療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち、一つ以上を継続的に実施する（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）場合は対象となる
	治療で G-CSF 療法若しくは造血幹細胞移植を実施する場合又は検査で好中球数 1500/ μ L 以下の状態である場合	治療で G-CSF 療法又は造血幹細胞移植を実施する場合又は検査で好中球数（WBC 数×好中球%）1500/ μ L 以下の状態が（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）持続する場合

	感染の予防や治療で補充療法を実施する場合、抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要になる場合又は入院加療を要する感染症にかかった場合	同左
	治療で補充療法が必要となる場合	同左
神経・筋疾患	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合	同左
	運動障害が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢血管拡張薬、 β 遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養若しくは経管栄養の一つ以上を継続的に行っている場合	同左
	けいれん発作、自閉傾向、意識障害、行動障害（自傷行動又は多動）、知的障害、運動障害、排尿排便障害、皮膚所見（疾患に特徴的で、治療を要するものをいう）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚の低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合	同左
	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合	同左
慢性消化器疾患	発症時期が乳児期の場合	同左
	疾病による症状がある場合又は治療を要する場合	同左
	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は小腸移植を行った場合	同左
	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合	同左
	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植若しくは小腸移植	同左

	<p>を行った場合</p> <p>次のいずれかに該当し、かつ薬物療法を要する場合</p> <p>ア 特徴的嘔吐発作を過去に5回以上起こした場合</p> <p>イ 特徴的嘔吐発作を6か月間に3回以上起こした場合</p>	<p>①又は②に該当し、かつ③を満たす者を対象とする。</p> <p>①特徴的嘔吐発作を過去に5回以上起こした場合</p> <p>②特徴的嘔吐発作を6か月間に3回以上起こした場合</p> <p>③薬物療法を要する場合</p> <p>註 1. 特徴的嘔吐発作とは、以下をすべて満たす場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発作は個々の患者で同じ発作型でおおむね予想可能な周期で起きる ・発作は強い嘔気嘔吐が1時間に4回以上みられる ・発作の持続は1時間から10日まで認められる ・発作と発作の間隔は症状から解放される <p>註 2. 薬物療法は補液療法を含む。</p>
	血液浄化療法、免疫抑制療法又は肝移植を行った場合	同左
	体重増加不良、成長障害、易疲労性、反復する腹痛発作又は慢性の脂肪便のうち一つ以上の症状が認められる場合	同左
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	基準（ア）を満たす場合	症状として、けいれん発作、意識障害、体温調節異常、骨折又は脱臼のうち一つ以上続く場合
	基準（イ）を満たす場合	治療で強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬又はβ遮断薬のうち一つ以上が投与されている場合
	基準（ウ）を満たす場合	治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法又は胃管、胃瘻、中心静脈栄養等による栄養のうち一つ以上を行う場合
	基準（エ）を満たす場合	腫瘍を合併し、組織と部位が明確に診断されている場合であること。ただし、

		治療から5年を経過した場合は対象としないが、再発などが認められた場合は、再度対象とする。
	大動脈瘤破裂の場合若しくは破裂が予想される場合	同左
皮膚疾患	次のいずれにも該当する場合 ア 全身性白皮症又は眼皮膚白皮症であること。 イ 症候型眼皮膚白皮症（ヘルマンスキー・パドラック症候群、チェディアック・東症候群及びグリセリ症候群）でないこと。	同左
	感染の治療で抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要となる場合	同左
	常に水疱びらんがあり、在宅処置として創傷被覆材（特定保険医療材料）を使用する必要のある患者	同左
	治療が必要な場合。ただし、軽症型又は一過性の場合には対象とならない	同左
	顔面を含めた多数の神経線維腫症若しくは大きなびまん性神経線維腫のいずれかが存在する場合又は顔面を含めた麻痺や痛み等の神経症状若しくは高度の骨病変のいずれかが認められる場合	同左